

自民クラブ

議案質疑

平成28年度 一般会計補正予算(第2回)

生活用水の確保策は！ 災害対応備品等整備事業

問 災害発生時は、市民の安全を守る避難所と生活用水の確保が重要であるが、市の指定緊急避難場所と指定避難所の指定数及び収容可能者数、また、生活用水の確保策として、防災井戸と手押しポンプの整備状況と今後の整備計画は、どのようになっているのか。

答 指定緊急避難場所とは、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、危険から逃れるための一時的な避難場所として市長が指定するもので、149か所を指定している。一方、指定避難所とは、

災害の危険性があるため非難したかたが災害の危険性がなくなるまでの間滞在、又は災害により家に戻れなくなったかたが滞在する施設として指定するもので、101か所を指定している。この指定避難所の収容可能者数は5万9千658人であり、愛媛県地震被害想定調査では、本市での発災1日後の避難者数を5万4千448人と想定していることから、収容可能な人数となっている。災害時における飲料水の確保については、緊急遮断弁整備済配水池に全市民の7・6日分の飲料水を確保しており、地域防災計画に基づき飲料水を給水タンクや給水車などにより供給する対応を考えてい



防災井戸と手押しポンプ (禎瑞小学校)

る。更に、避難所などにおける生活用水の確保を補完するものとして、防災井戸と手押しポンプの設置が有効であると考えており、設置可能な避難所には、平成27年度までに42基設置している。平成28年度は、新たに2基設置することから、合計44基設置されることになるが、丹原・小松地区では、安定した地下水の確保が困難、又は水質の問題があるなどの理由から、避難所に手押しポンプを設置していない。しかし、道路の被災によって飲料水を運搬できないことも想定されるので、どのような対応が可能か検討したい。

権利の放棄について

水道料金の債権放棄に至った経緯は？

問 滞納整理が進んでいない水道料金の債権について、西条市債権管理条例の規定に基づき放棄しているが、その経緯と今後の事務の流れについて、どのように考えて

いるのか。また、適正な債権管理を行うための組織を設置する考えはないのか。

答

水道料金は私債権であることから、2年の時効経過後も時効の援用や権利の放棄をしない限り消滅することはなく、地方公営企業法施行令第9条第6項に定める保守主義の原則に基づき、経営実態を適切に財務諸表に反映させるため、死亡、行方不明などの理由により回収の見込みがない水道料金債権は、会計上の不納欠損処分を行い、簿外管理をしてきた。

簿外管理してきた債権は年々累積していくことから、債権を放棄するため、地方自治法第96条に基づく議案の提出について検討を行ったが、放棄するための明確な基準がなかったため、提出には至らなかった。

しかし、西条市債権管理条例において、債権管理の明確な基準が定められたことから、本条例第16条の規定に基づき債権を放棄したものである。平成29年度以降の具体的な事務の流れとしては、債権放

棄ガイドラインなどの統一的な判断基準の下、各債権所管課が債権放棄すべきと判断した債権について、慎重に審議を行った後、その適否について判定を行うこととしている。時効期間が経過し、回収の見込みがない水道料金は、この判定を行った上で、年度末に債権管理条例に基づき債権を放棄し、同日付けで不納欠損処分を行う予定である。

適正な債権管理を行うための組織の設置については、債権の適正な管理、滞納の未然防止、債権回収の取組の強化などを行うことにより、市民負担の公平性及び財源の確保を図ることを目的として、平成28年4月1日に、副市長を委員長とし、債権を所管する部長級職員を委員とする債権管理委員会を設置した。

債権管理委員会の所掌事務は、債権回収に係る目標設定、徴収対策の推進及び体制の整備などに関すること、債権回収に係る取組の進捗管理に関することなどとしており、債権放棄の適否についても当委員会において審議することとしている。